

他人が決められた我家の決まり

米軍草案丸写し

日本国憲法

七国の甘い罠



《はじめに》

目次

現行の「日本国憲法」に違和感と疑問符を持っておられる方は如何程居られ様か、憲法改正を綱領として結党された自由民主党ですら結党以来、今日迄「憲法改正」の声を上げた総裁は過去に岸信介と安倍晋三現総裁の二人だけである。

第一次安倍政権が掲げた「戦後呪縛からの脱却」は憲法改正の序章で在った筈なので在るが、心無い奸賊が足を引っ張り最終的には「負の遺産」しか残さなかつた民主党に政権を取らせてしまう羽目に陥つてしまつた事は記憶に新しい。

日本国の大東亜戦争敗戦後、米軍の占領に拠る米軍軍政下に於ける「憲法改正」本来であれば、占領国が被占領国に対して改憲を強制すると言う行為自体が違法である筈なのだが、この件には誰も異論を投ずる事は無かつた様である。

現行の「日本国憲法」は、連合軍最高司令部（実質は米軍）民政局の士官と民間人の素人が、たつたの一週間で司令官マッカーサーの意向（実質は米国政府の意向）に沿つた草案を作り上げ、此れを天皇陛下の地位保全と交換条件に日本政府が強引に承諾させたもので在り、内容が日本人の手によるものでは無い事は勿論、改憲の意向も日本人の意思では無かつた。

この様にして成立した憲法は、簡単に言うならば「他人が決めた我家の決まり」其の物であり、此れに現在迄、何らの改正の手も入れられる事も無く、従容として受け入れて来た国民の思考回路も、おかしな話では無かろうかと考える。

甘い言葉の裏には、隅々まで米国に拠る亡国の意図が散りばめられたものである事に気が付く方は幾人居られるか。

浅学菲才故の拙い内容と文章で雑多な書き方ではあるが、甘言に塗り固められた裏面に潜む、戦勝国の亡国の意図の一端でもお伝えする事ができれば幸いである。

一、周到に仕組まれた改憲への道程・・・・・・・・・・・・・四

二、占領軍に拠る占領下の改憲・・・・・・・・・・・・・・・・・・五

三、甘い綿菓子に包まれたイガ栗・・・・・・・・・・・・・・・・・・六

四、イガ栗の正体は占領政策に在り・・・・・・・・・・・・・・・・・・七

五、専門家から見た現行憲法の誤りと欠陥・・・・・・・・・・・・・八

六、強盗に生存権を委ねる御目出度い憲法前文・・・・・・・・・・・・・九

七、元首無き反皇室の依代第一条・・・・・・・・・・・・・・・・・・十一

八、憲法九条では国家は護れない・・・・・・・・・・・・・・・・・・十四

九、権利と自由の羅列の第三章・・・・・・・・・・・・・・・・・・十六

十、国会、裁判所は何処の国の機関なの？・・・・・・・・・・・・・十九

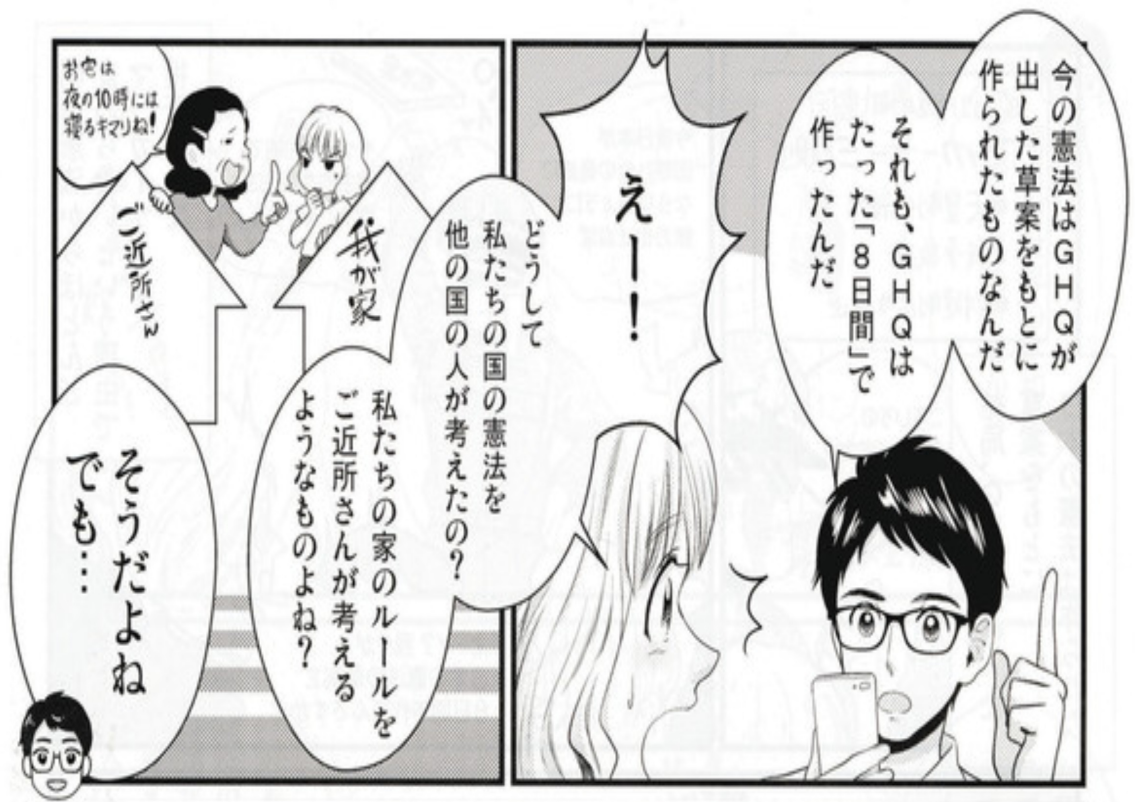
十一、大八章の地方自治の落とし穴・・・・・・・・・・・・・・・・・・二十

十二、亡国憲法改正への高いハードル・・・・・・・・・・・・・・・・・・二十一

十三、憲法改正がなぜ必要なのか？・・・・・・・・・・・・・・・・・・二十二



**これが、現在の「日本国憲法」です。
詳しくは、次ページを御覧くださいね。**



周到に仕組まれた改憲への道程

昭和十六年十二月八日、我が国は大東亜戦争に於いて「日米戦」へ突入、以降十年四ヶ月に及ぶ戦争状態へと大日本帝国は入る訳である。

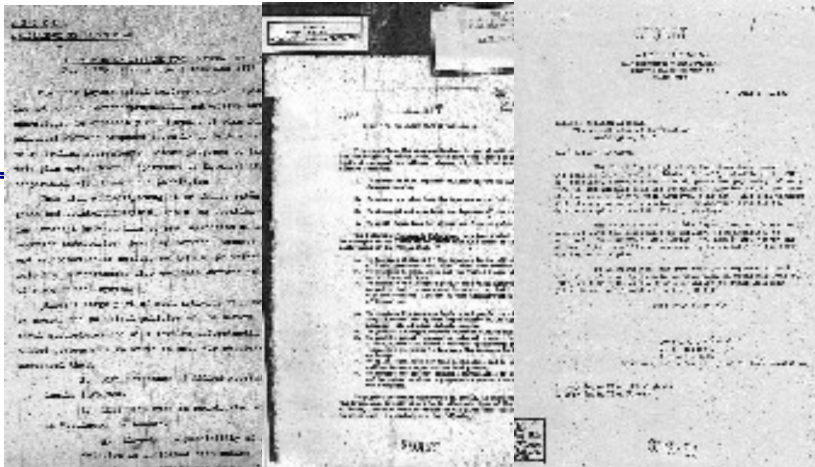
前言に疑問符のある方も多いと思うが我々の考え方として講和条約締結に拠る連合軍（米軍）の占領下から解放され、自治権の復活を以て「戦争終結」と言うべきと考えて居り、次項に述べる「占領軍に拠る改憲の違法性」にも関連する事なので頭の隅に留め置いて頂きたい。

これ程長い戦争状態が日米の間に続いていたので在るが、この戦争へ引きずり込んだのは米国（ルーズヴェルト大統領）の策略で同時に日米開戦より半年後の昭和十七年六月には、米国の戦勝に拠る戦時終結を想定して日本国の占領政策を策定していたもので在る。

其れが、米陸軍心理作戦課長オスカー大佐立案の「日本計画」（1942・6・3 policy towards japan）と言うもので、占領政策の中心に置かれたものが米軍に拠る占領下の「憲法改正」なので在り、大東亜戦争に於ける「日米戦」が、共產主義者ルーズヴェルトに拠り仕組まれたもの、仕組んだ戦争に戦勝した後に日本を骨抜きにする段取りまで開戦後数か月の間に作られていたと言う事である。

日本計画と言う敗戦後の日本の占領政策を記した文書に、四つの米国が達成すべき目標、日本国民に対する八つの目的を込めた宣伝、亜細亜に於ける白人支配の継続等、占領政策の基本に据える三つの原則が並べられ、この中に「憲法改正」の強制が入って居るもので在る。

占領軍の素人衆がたったの一週間で草案を作ったと言



う事が常説で在るが故、現行憲法を我々は「即席ラーメン憲法」「カップ麺憲法」と揶揄しているが、この件を見てしまうと、本当に占領後の改憲指示から一週間で作成したものかと言う疑問が出てくる。

敗戦後の日本国に対する改憲強制を想定している以上は、日本側に付き付けた「マツカーサーノート」と言われる憲法草案の根幹たる部分は大筋完成されており、此れに多少の肉付けした上で突き付けられたものが現行憲法の草案であると考える事が至当ではなからうか。

表題の「他人が作った我家の決まり」と言う部分に対して「国会の議決で決まったもので在るから、他人が決めたものとは言えない。」

と言う御指摘は御尤もで在るが、当時の日本の内情に鑑みるならば政府に付き付けられた憲法草案は誤字脱字を除き、内容に係る加筆修正は一切認められない状況下で決定したもので、日本人の手に為る文言は芦田修正と言われる「前項の目的を達成する為に」と言う十二文字だけで、占領軍（米軍）は、ハーグ陸戦協定に抵触する筈の「占領下の占領軍の手に拠る改憲」と言う違法行為を、ギリギリで躲す為に「日本計画」に在る「間接占領」と言う狡猾な手法を計画したもので在る。

米軍占領下に於いて、議会や政府の権限を抑えつけて置き乍ら政府や議会を機能させて居る体裁を作り、改憲手続きを「国会審議を経た議決」と言う体裁で強引に改正させたものが現行憲法で当に「他人が作った我家の決まり」其の物で在り、此処迄米国が周到に仕組んでいたと言う事は、当時の米国に日本の存在は脅威と言うに充分で在ったと言えよう。

占領軍に拠る占領下の改憲

現行憲法を語るには憲法の内容云々を論う以前に、大東亜戦争敗戦後の占領下から考えて行く必要があるのではなからうか。

現行憲法公布は敗戦直後の昭和二十一年十一月三日（明治節）、施行が昭和二十二年五月三日で、共に我が国が大東亜戦争敗戦に拠り米軍の占領下に置かれ、米軍の軍政が敷かれて自治権の無い時期で在り、改憲の強要については、「憲法改正」「自主憲法制定」を唱える同じ岸の方々の間にも色々な考え方が在ろうと思うが、改憲を押し付けられた時期と草案作成者と言うものから先ずは考えて行きたい。



改憲押付けの張本人
マッカーサー

左の囲みの記載は「ハーグ陸戦条約」の条約付属書第三款四十三条で、この条文には「占領国」は「被占領国」の法律を尊重すべしという内容で、此処に言う法律とは「被占領国」

に施行されている全般の既存法律と考えるべきで、憲法もこの範疇に含まれると考えるのが極自然では無からうか。この観点から考えて行けば、米軍の軍政下で自治権の無い占領下に於いて、一国の最高法規である憲法改正を強要する事自体が左の囲み文の「ハーグ陸



ホイットニー准将

第四十三条「占領地の法律の尊重」
「ハーグ陸戦条約・条約付属書「陸戦の法規慣例に関する規則」第三款」
「国の権力が事実上占領者の手に移りたる上は、占領者は絶対的支障無き限り、占領地の現行法律を尊重して、為るべく公共の秩序及び生活を回復する為、成し得るべき一切の手段を尽くすべし。」

戦条約」批准国としての米国の政策に違法性在りと言わざるを得ない。

占領下の改憲に至る経緯は極めて狡猾に仕組まれており、米軍が押し付けた憲法草案を、一応国会で審議の上で公布、施行と言う体裁を繕っては居るが、実際は米軍の提示した憲法草案に、誤字脱字等の訂正以外、内容について一切の訂正を認めず、此れを承諾せぬ場合は陛下の御立場を保証せずと言う恫喝が付録として付いていたもので在る。



ケーディス大佐

「憲法草案」は一体誰が？連合軍最高司令部民政局長の将校であるコートニー・ホイットニー准将を中心として民政局次長チャールズ・L・ケーディス大佐、ベアテ・シロタ・ゴードン、マイロ・E・

ラウエル等の作成草案を「マッカーサー草案」として日本側に提示、一方では国務大臣松本丞治が提示した日本政府草案と説明書の英訳を行うが、日本政府案がマッカーサー草案と相違している事にケーディス大佐が気付き「日本政府案は受け入れられない」と激怒し国務大臣の松本と口論となったと言う経緯も在り、現行憲法の内容が日本国民と政府の意志に拠り自主的に改正したとは言えないもので在る。

現行憲法の「人権」部分の起案は、ベアテ・シロタ・ゴードンと言う当時二十二歳の乙女の綴った「理想論」が原典で在り、一国の最高



ベアテ・シロタ・ゴードン

法規の憲法草案として誠に酷い話で在ろう。「戦争放棄」「軍備不保有」「交戦権否認」と言う復讐的な内容の起案者はケーディス大佐で、此れは大東亜戦争の日米開戦時から米



マイロ・E・ラウエル

国が画策していた対日戦後政策の一環で在り、占領下に於いて占領軍から改憲を指示され日本側の草案も否定され占領軍草案丸呑の改憲を強要されたもので、当時の憲法改正は「ハーグ陸戦協定」に違反と言わざるを得ない。

甘い綿菓子に包まれたイガ栗

「イガ栗」昔はネズミ除けに天井裏やネズミさんの通りそうな場所に置いたそうで、あの棘だらけの「イガ栗」触れば痛いからネズミも避けて通るであろうと考えてネズミ除けに使っていたそうだ。此れを忖にした「綿菓子」が占領軍草案に並ぶ「権利・自由」と言う甘言羅列の「日本国憲法」を簡単に言い表すもので在ろう。

日本国憲法は「権利」「自由」「人權」「平等」の羅列で、これ等に相對するもの即ち「義務」と言う記載が誠に少く「戦争放棄」「軍備不保有」素人目には「バラ色憲法」しかし、この裏面に隠れているものは巧みに隠蔽された亡国の意図で在り、甘そうに見える「綿菓子」を手にとって噛み付いて見たら中から棘だらけの「イガ栗」が出て来て口の中は血だらけに為ると言う構図であろう。

日本国憲法に羅列されている「自由」「権利」「平等」「平和」これ等の甘言の合計は四十一個、対して「権利」「自由」「平等」には必ず付帯する筈の「義務」と言う文字は僅か三個、此れは各条の表題に記載されて居るもの迄も含んだ数字である。

「権利」「自由」「平等」が保障されている憲法がなぜ悪いのだと反発する向きも在ろうと思うが、現在の世相を良く見て頂きたい。

教育現場に於ける「国歌斉唱」「国旗掲揚」を指導する国に対して反発している輩の屁理屈を見て行けば、連中が振り回しているものは

♪♪権利♪自由♪♪

♪♪並べて♪見た♪ら♪♪

♪♪義務♪の♪出てくる♪♪

♪♪空き♪が♪無い♪♪

「権利」「自由」其の物で、企業に於いても同様で、社内規定を承知して入社したにも関わらず、自分達の氣に食わぬ事は「権利」「自由」の旗印の下に反発して

b v 日本国憲法

世を乱して行く「諸悪の根源」では無かるうか。

社会の統制を崩し、延いては国体其の物迄も崩壊させんとする意図を巧みに隠蔽している甘言が、日本国憲法に羅列されている義務無き「権利」「自由」「人權」と言う文字であると考えろ。

憲法の条文に「団体交渉権」を記載してある事は労組の合法化で在り、労組の合法化と言う事の真の狙いは賃金高騰に拠る工業生産品の価格への反映、即ち日本の工業生産品の国際競争力を剥ぎ取る事を目的とし、延いては日本国の経済成長に天井を設けて経済面から世界へ台頭せぬ様に画策されたもの課「勤労者団結権」である。

「政教分離」の原則、こんな事を米国が日本に強要する事自体が片腹痛い所業、何故ならば米国は宗教≡国家と言う国柄で在り、何故に日本にこの様な事を押し付けたものか？其れは、日本国の建国と皇室の歴史を否定する事を前提としての押し付けでは無かるうか。

神話時代に歴史を遡れば皇祖「天照大御神」を始まりとする皇室と陛下の存在、皇室の行事の全ては神話時代からの伝統であり、此れを「宗教」と位置付けたい米国の考え其のもので在ろう。

戦時中に嫌と言う程に日本人の精神力を見せつけられた米国は、全ての精神力の源が皇室と陛下の存在と言う事を知っていた筈で在り、此れを国家・国民と分離して国家の弱体化を画策としたものであるうが、敗戦直後に分離廃止を行っては混乱して占領政策に支障をきたすが故、長い年月での自然消滅を狙ったものと考えられ、戦後の十一宮家廃止に重ね合わせれば理解に難くない筈である。

大東亜戦争敗戦後の米軍の占領政策の中核と為って居るものは、二度と日本国が世界に台頭せぬ様に徹底的に骨抜きにしようとする事に在り、此れが占領下に於ける「改憲」の強制と占領軍の作った草案を恫喝に抛り丸呑みさせる事で在った筈で、その目的を達成する為の内容が隅々まで散りばめられた「他人が作った我家の決まり」が「日本国憲法」の内容そのものであるうと考えられはしまいか。

イガ栗の正体は占領政策に在り

「権利・人權・自由・平等・平和」と有らん限りの甘言で纏められた現行憲法に潜む「罨」とは一体何ぞや？其れは日本国敗戦後を睨んで周到に準備された占領政策の中心に在る「3R5D3S」と言うもので、左下の囲みに記載してある十一の項目である。

第一番目の復讐、此れは東京裁判を始め各所で開かれた軍事裁判に於いて、事後立法に拠り犯罪者を作り上げた上で裁判にかけて処刑若しくは懲役に処す事である。

次の二つ、改革と言う言葉のすり替えて日本の形を変える事、此れを行う為に国家の根幹たる法規である憲法から変え、前述の甘言の下に国家の根幹から崩し自虐意識を植え付ける事である。

復興と言う言葉のすり替えて日本を独立させる事、此れは日本人を洗脳と教育の崩壊、宣伝に拠って骨抜きにし、再度力を持たぬ様にした後で自分達が都合良く使い回せるようにして独立させる事を指す。

武装解除と非武装化、此れは「朝鮮動乱」と言う想定外の事態の御蔭で全てが計画通りには運ばなかった様で、再武装に拠る軍備保有と言う、吐いた唾を舐める結果に為った様であるが、保有する軍備に対する「手枷・足枷」だけは生き続け、何とも矛盾したアンバランスな状態を生み出している。

続く非工業化と言う政策は、憲法に羅列されている自由と権利の下に「労組」の合法化に拠って、賃金高騰を引き起こして日本の抗議用生産品の国際競争力を剥ぎ取る事で、労働力の安価で在ったアジア圏への生産拠点移

日本弱体化の基本政策 (3R5D3S)

Revenge ⇨ 復讐

Reform ⇨ 改革と言う名で日本の形を変える

Revival ⇨ 復興と言う名で形を変えて独立させる

Disarmament ⇨ 武装解除 Demilitarization ⇨ 非武装化

Disindustrialization ⇨ 非工業化 (軍事力を支えた工業力を剥ぐ)

Decentralization ⇨ 権力分散 (特高、警察、財閥解体)

Democratization ⇨ 民主化と称して自由の指令、政治犯釈放

Sex ⇨ 性解放 Screen ⇨ 映画、テレビ等 Sport ⇨ スポーツ

転と言う現状を創り出したもので在ろう。

現在日本の工業生産の展開先は近隣では「敵性国家」である支那、親日国を探せば遙か遠方で、海路・航空路の輸送を遮断されてしまえば戦わずして終わってしまう事は大東亜戦争で証明済みである。

権力分散は戦前は国警で在った特高警察を廃止し、全てを地方警としてしまった結果、各都道府県警単位の縄張り意識を醸成させてしま

い統一した取り締まり機関としての能力を失わせてしまった。

現在、旧特高警察の後継組織として警視庁及び各都道府県警に「公安」(所轄レベルでは警備課)が置かれ、この指揮権は警察庁が一元管理し、一応国警と言える組織では在るが昔日程の力は持たされて居ない。

民主化と称しての「自由指令」此れに拠り、多数の政治犯が獄より野に放たれ、或いは逃亡先から帰国し、合法化された労組と瞬く間に結託し日本の隅々まで浸潤しているのが現状で在ろう。

遠くは、釈放直後に余りに増長し過ぎて占領軍による「赤狩り」やゼネストに解散命令を出したところからも如何に国家を害するもので在るかと言う事は想像に難くは無い筈と考えるものである。

性解放、即ち「貞操観念」の破壊で在り「サセバカ」「公衆便所」と呼ばれる輩の増殖で道徳心を破壊する事、昨今の国会議員、地方議員の中迄この手の輩跋扈する憂うべき事態ではなからうか。

今一つの「S」は現在のテレビ・ラジオを見れば一目瞭然、報道に関係の無いドラマに在っても、其の筋書きの底流には「反国家」「媚支・媚朝」「労組賛美」「左翼擁護」と言うものが、意識されぬ様に組み込まれている事が分かるで在ろう。

専門家から見た現行憲法の誤りと欠陥

成立過程に於ける国際法違反は、前項に記載してあるので省くとして其の余についても法律用語の不適切や誤りが十九か条二十八項目にも及んでいる米国押付けの欠陥憲法を日本国民は、何らの手を加える事無く施行以来七十二年の間押載してきたということである。

次項に記載する、誠に御目出度い限りの寝言を並べた「日本国憲法前文」此れは、日本国の独自性や国民に共有するものが無い本質的欠陥を有するもの、其れも其の筈で時間的に余裕の無い米軍人が日比谷の図書館で、米国の憲法前文を始めとして一七八七年テヘラン宣言、一九四一年大西洋憲章、リンカーン演説、米国立宣言、ワイマール憲法、スターリン憲法等数種類の文書の丸写しを繋ぎ合わせて即製したものが日本国憲法前文で在り、此れを揶揄して呼称するならば「東海道」とでも言うべきで在ろうか、何故に東海道かと言うならば「東海道五十三次(継ぎ)」と言えば御分りに為ろう。

第十一条と九十七条では人権について重複して規定され、法律に重複が在っては為らず、人権のみの記載で「権利」で在るにも拘らず「権利である」と明確な表現は無く、逆に己の生命が危険に晒された場合の自己防衛の権利すら保障されては居らず、解釈次第では、生命に危害を及ぼす者の人権までが保障されてしまっている。

第十三条の文言も「前文」同様に米国立宣言を始めとする他国憲法の内容から写し取ったパクリで、第十四条の「法の下の平等」に至っては、国民よりも法律の方が上に位置すると言う文言で、此れを書くならば「法の前の平等」と記すべきでは無かるうか。

議決には「可決」「否決」が存在し、何れかで表記なされるべきものが、此の使い分けが為されていない部分が第二条に始まり八十七条迄の十か条十四か所に及んでおり、とかく注目される第九条の記載に

於ける「戦争放棄」の「放棄」とは、法に基づく正当な権利を捨てる事であるから、侵略戦争に限定せず全ての戦争を辞める事を言い表す為には「否認」と記載するのが本当の表現であり、他国(イタリア)の憲法にも「戦争否認」と表現されているが、不戦に終始し肝心の「国家への危機」に対する対応が欠如している。

第九条二項の「戦力不保持」「交戦権否認」此れでは前述した国家への危機に対する対応は何も出来ず、国家主権も国民の生命財産も守れず、敗戦後の占領政策の延長線上に為るのではなかるうか。

第九条の表現に今一つの疑問、其れは第二項の「国の交戦権はこれを認めない」此れは日本語として成立し難い文言では無いのか？
一体、誰が誰に？己が己に認めないと言う表現は在り得ない。

第五十六条の二「過半数で此れを決し」は「過半数で此れを議決し」と表現すべきで、続く六十条、七十三条、八十六条、八十八条の各条に記載される「予算は予算案を可決したもの」と言う件では「予算」を「予算案」と表記すべきで、六十九条に記載される「信任されたもの」とは「決議案」では無く「決議」で在る。

八十七条「予算の不足」は言葉足らずで「予算の費目亦は費目の金額の不足」と表記すべきで、九十条「承認前の決算」は「決算案」とすべきで九十七条も「人権」で十一条と重複している。

第九十九条に至っては「憲法擁護義務」が一般国民は対象外と勝手な解釈で謳われ、第十一章(最終章)の補足等は「経過規定」で在るにも拘らず、未だ削除できず金魚の糞の如くぶら下がって居る。

この様に専門家から見た「法律用語」の誤り、法律に在っては為らない同じ規定の重複箇所、表現の矛盾や誤りは如何にして生れ出たものか、其れは占領下に於ける徹底した検閲の下の言論統制下での英文原稿翻訳と、原稿作成者の占領政策に沿った大筋の内容に合わせて継ぎ接ぎで作った即製原文に拠り、世に生れ出たものが現行の「日本国憲法」で在るが故の致命的欠陥と解釈出来はしまいか。

強盗に生存権を委ねる御目出度い憲法前文

前文の2抜粋

日本国民は、恒久の平和を念願し、人間相互の関係を支配する崇高な理想を深く自覚するのであつて、平和を愛する諸国民の公正と信義に信頼して、われらの安全と生存を保持しようと決意した。我らは、平和を維持し、専制と隷従、圧迫と偏狭を地上から永遠に除去しようと努めてゐる国際社会において名誉ある地位を占めたいと思ふ。

我らは全世界の国民が、ひとしく恐怖と欠乏から免かれ、平和のうちに生存する権利を有する事を確認する。

憲法前文の全てを記載すると長くなってしまふので、三つの前文の内の二番目のみを掲載したが太字の部分をご覧頂きたい。

先ずは憲法制定当時の我が国の背後に在る国は過去から現在迄も変わる事無く「強盗」を旨とする国ばかりではないのか？大東亜戦争末期のヤルタ会談で、共産主義者ルーズヴェルトの提案した「北方領土の割譲」と言う見返りに食いついて対日参戦した旧ソヴィエト、旧ソヴィエト国際コミンテルンの世界共産化と言う策謀で成立した共産支那は、南沙、西沙の国家的侵略行為、朝鮮動乱や越南戦争の火種、昭和四十七年頃からは「尖閣諸島」の領有権主張、南朝鮮は日本の大東亜戦争敗戦後に竹島を強奪、北朝鮮は日本国民の拉致と我が国を取り巻く近隣諸国は強盗国家と言う事は事は明白。

これ等我が国に一衣帯水の強盗国家が「平和を愛する諸国民」？「公正と信義」何てえ物を持ち合わせた国と言えるもので在ろうか？そう思える人は思考回路が異常な左巻きの方のみではなからうか。

我が国の近隣国では、台湾を除いては政治道徳等を理解している国

条約とはパイの皮で在り、破る為に存在するもので在る。



も皆無、専制と隷従や圧迫を排除しようなどと考えている国も皆無、寧ろ「専制」「隷従」を旨として圧政を敷いている側では無いのか。

これ等の強盗国を相手にして「協調」等は「目で煎餅を噛め」と言うが如しで、前文の通りに周辺国と協調する事で国家を運営して「国家の主権」を護り、国際社会に於いて「名誉ある地位」を築ける筈は無しと考える事が普通の思考回路ではなからうかと考えるものである。

支那・南朝鮮・北朝鮮から良い様に遣られてきた経緯を見れば、日本国憲法前文が如何に「御花畑の絵空事」で、我が国を再び世界に台頭させぬ様に画策したものを「平和」「自由」と言う甘言で塗り固めて、此れで守れる筈の無い「国家主権」を然も守れるかの様に言葉巧みに作られたものがこの日本国憲法

前文では無からうか。

支那、ロシア、朝鮮（南北）の如く、力で押して来る国家を相手に話し合いや協調で国家主権を守る事は不可能である事を理解すべきである。

国境は、

目の力で幾らでも何時でも奪取出来る



天照大御神より六代目、神日本磐余彦天皇（かむやまといわれびこのすめらみこと）「神武天皇」は辛酉歳春一月一日（現在の暦では二月十一日に当たる）に橿原宮に壇を築いて即位され日本国を建国された。

以来、百二十六代二千六百八十年の永きに亘り続けている、敗戦を生き抜いた他の追隨を許さぬ、世界最古唯一無二の王室で在り、我が国の天皇陛下は世界の誰もが認めている、世界最古の王室に君臨する「国家元首」で在る事は、我々が世界に誇るべき事である。



元首無き反皇室の依代第一条

日本国憲法第一条

天皇は、日本国の象徴であり日本国民統合の象徴であつて、この地位は、主権の存する日本国民の総意に基く。

自民党改正案第一条

天皇は、日本国の元首であり、日本国及び日本国民統合の象徴であつて、その地位は主権の存する日本国民の総意に基づく。

右の囲みに掲げたものは日本国憲法第一条と自民党改憲草案第一条で在るが、現行憲法では陛下の御立場を示す件に「象徴」と言う表現が使用されており、自民党改憲草案も元首と表現しながらも、何故故



か依然として象徴と言う表現は使用され続けている。

本来の陛下の御立場と言うものは、世界の誰もが認めている「国家元首」である筈なのだが、何故か現行の日本国憲法には「国家元首」と言う記載が見当たらず「象徴」と表現が為されている事は、草案作成者が陛下を元首として認める事に抛り、占領軍が懲罰として振り翳している「戦争犯罪」の俎上から当面の間陛下を外して占領下の統治を容易にすると言う占領軍の思惑も在る様に思える。

しかし、戦後の十一宮家廃止と現行憲法第一条を重ねて考えて行く、現在の様に「反皇室」を唱える輩が出る事を想定内として、最終的に皇室の自然衰滅を画策しているものと考えられて為らない。

何故に自然衰滅を狙うか？占領下に於いて皇室と言う歴史に即時幕引きを行った場合、陛下と皇室を中心に團結していた民を束ねる柱が無くなってしまう事、今一つは後述の「共産主義者」の跳梁に抛る日



本の赤化防止の為に当座は残さざるを得なかったのである。

「象徴」とは何ぞや？ 広辞苑と言う有難そうな辞書を紐解いてみると「象徴とは、本来関係の無い二つのもの（具体的なものと抽象的な物）を何らかの類似性の下に関連付ける作用。或る別の物を指示する目印・記号」と言う解説がついており、尚更訳が分からなくなってしまうチンプンカンプンであるが、例示を見て何と無く意味は分かるもの、此れを陛下の御立場の説明とは無理が在ろう。

例示されているものは「清純・純潔を表すもの」「白」悲しみを表すもの「黒」と在り、確かに本来は無関係のものを関連付けてあるが、此れを陛下の御立場に如何結び付けるものか誠に疑問である。

今一つの説明としては「シンボル」と記載されているが、扱「シンボル」とは・・・シンボルと言うと、「不二家」と言う洋菓子屋の「ペコちゃん」グリコの看板で御馴染みの、ランニング姿で両手を上げているオッサン等が脳裏に浮かぶが、天皇陛下が此れ等と同一の位



置に在るのか？ 否、断じてそんな事が在ろう筈は無い。

然るに、日本国の最高法規たる「憲法」に於いてその様な紛らわしい表記が為されている事は誠に不可解千万で在り、原案作成者に我が国の亡国の意図と言う悪意を感じるに充分な物である。

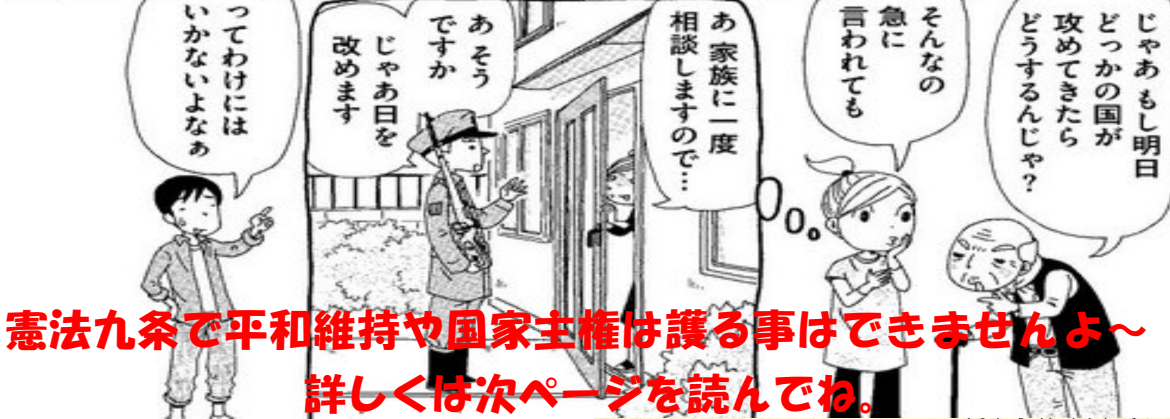
続く条文の「この地位は、主権の存する国民の総意に基づく。」は現行憲法に引き続き、自民党改憲草案の何れにも残されて居る事についても疑問は残り、天皇と言う地位と皇室は法整備の過程で成立したもので無ければ国民投票で定めたものでも無い筈で、「天皇」と言う地位と「皇室」は、日本建国以来の歴史と伝統の上に在るもので、国民の意見云々で定められた地位では無い筈である。

この条文が有る事に抛り「自分達は、この総意の中には居ない。」と言う論法で「反皇室」を唱える極少数の輩の依代と化しているものと推量できはしまいか？ 自民党改憲草案の中に於いても、元首と定め乍らも「象徴」に始まるこの件は残されている事に「元首」で在るのか「象徴」で在るのか、この地位と皇室は日本国の伝統と歴史の上に在る筈なのに、何故に「主権の存する国民の総意に基づく。」を削除しなかつたのかと言う大いなる疑問符が残るもので在る。

我々が思うに、陛下の地位は「元首」として明確に定め「象徴」と言う表記と此れに続く「この地位は主権の存する国民の総意に基づく。」と言う件の条文を削除するべきと考えるもので在る。

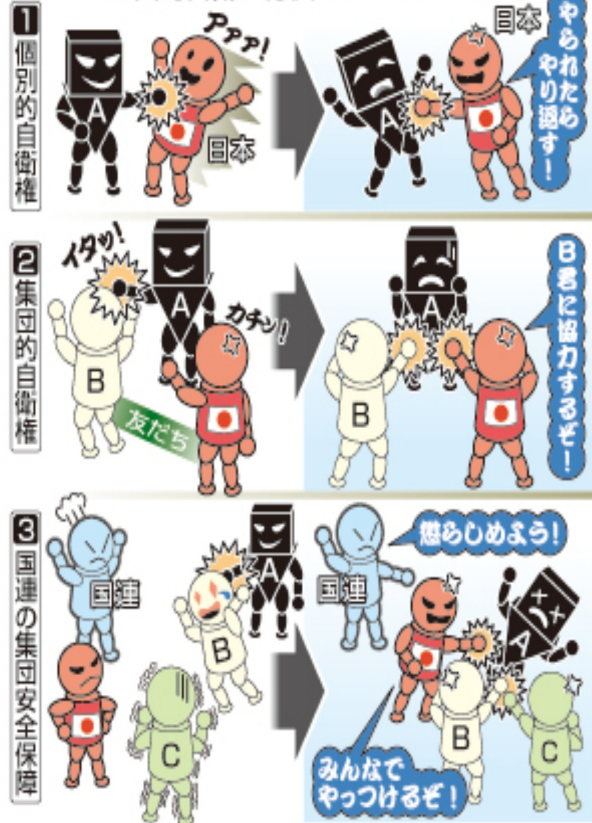
唯単に「国家元首」として定めるだけでは、広い世界にはテロリストが国家元首の座に就いた国も在り、如何なる表現が良いかと言うならば、「この地位は、日本国建国の歴史と伝統の上に在る。」と定める事が一番日本の表現としても相応しく、極一部の反皇室を唱える輩の依代を消滅させると言う意味でも良い様に思える。

最後になるが、我が国の皇室は世界最古の王室で在り、敗戦を生き抜いた世界で唯一の王室であると言う事は、何を置いても日本人が世界に誇れる事であると言う事を忘れないで欲しい。



**憲法九条で平和維持や国家主権は護る事はできませんよ～
詳しくは次ページを読んでね。**

集団的自衛権行使などのイメージ



憲法九条では国家は護れない

日本国憲法第二章第九条

日本国民は、正義と秩序を基調とする国際平和を誠実に希求し、国権の発動たる戦争と、武力による威嚇又は武力の行使は、国際紛争を解決する手段としては、永久にこれを放棄する。

2、前項の目的を達するため、**陸海空軍その他の戦力は、これを保持しない。国の交戦権は、これを認めない。**

イタリア共和国憲法

第十一条（戦争の制限および国際平和の促進）

イタリアは、他人民の自由に対する攻撃の手段としての戦争及び国際紛争を解決する手段としての戦争を放棄する。国家間の平和と正義を保障する体制に必要なならば、他の国々と同等の条件の下で、主権の制限に同意する。この目的を持つ国際組織を促進し支援する。

ドイツ共和国基本法（憲法と同等に扱われている最高法規）

第一一五 a 条・連邦が攻撃された・され得る事態となった場合、連邦政府の申請で連邦議会により防衛事態の承認・不承認が議決される。

同条 b・防衛事態が承認されれば指揮権は連邦首相に属する。

右に掲げた三つは、日本国憲法第九条と大東亜戦争当時は同じ「枢軸国側」に在り共に敗戦国であるイタリア共和国憲法、敗戦後に分断されたドイツ共和国基本法の「国防」に係る部分である。

イタリア共和国憲法第十一条であるが、日本国憲法第九条の赤字部分を見て頂き御分りに為ると思うが、同じ戦争主権の制限で在っても

イタリア憲法では「他国民の自由に対する攻撃の手段・・・」と侵略目的に限定されており、侵略の手段としての「戦争放棄」に限定しているものと解釈できるもので、ドイツ共和国基本法に於いては、他から攻撃を受けた場合の対処のみの記載に留まり「戦争主権」には言及していない事が御分りに為られると思う。

一方で日本国憲法第九条に於いては「軍備保有制限」「交戦権否定」までも言及して居り、此れが現在左翼の言う処の「自衛隊違憲論」の根拠で在り、自衛隊の前身が創設された時点で「警察予備隊」「海上警備隊」と言う名称を使用せざるを得なかつたもので、現在も「自衛隊」と呼称せざるを得ない理由の一つと考えられる。

但し、改憲押しつけの首謀者マッカーサーにして昭和二十五年の年頭声明に於いて「戦争放棄した日本国憲法は、高い道徳理念に基づくもので在るが、相手側から仕掛けられた攻撃に対する侵し難い自己防衛の権利迄を放棄したものは無い。」と言う内容を語って居り、この観点からすれば「軍備保有」「交戦権承認」も憲法の範疇と言う考え方が成立する筈では無かるうかと考えられる。

三番目に掲げた「ドイツ共和国基本法」は、憲法と同等のドイツ共和国の最高法規として、米軍占領下より東西ドイツの併合後も生き続けているもので在るが、国防を記載する第百十五条の「a」「b」何れにも「軍備不保有」や「戦争主権制限」の項目は見当たらず、同じ枢軸国側に在り敗戦国である日本を含めた三国の憲法上の「国防」の記載から考えても、当時の米国政府の日本国に対する亡国の悪意をしみじみと感じられるものでは無かるうか。

元々が、我が国を再び世界へ台頭させぬ事を目的とした改憲で在り、白人優越の思考がイタリア憲法、ドイツ共和国基本法と日本国憲法の「国防」に係る部分の記載の相違点に出ていると見ても、遠からず近からずで在るが、日本国を非武装化して「丸腰」とする事の危険性は、改憲を押し付けたマッカーサー自身が一番解っていた筈であろう、何

自民党政正案の第九条

日本国民は、正義と秩序を基調とする国際平和を誠実に希求し、
国権の発動としての戦争を放棄し、

武力による威嚇及び武力の行使は、国際紛争を解決する手段として
は用いない。

(2) 前項の規定は、自衛権の発動を妨げるものではない。

故ならば彼は生粋の「職業軍人」で在ったから。

この様に我々の岸から見ると「軍備保有」「交戦権容認」も自
己防衛の範疇で在り、同盟国の危急の際の「集団的自衛権行使」も憲
法に抵触無しが見解で在るが、この条文の曖昧な表現が反対側の岸の
人間から見れば「自衛隊の存在違憲」「集団的自衛権行使違憲」と言
う見解に持つて行かれ、延いては自国防衛の「個別的自衛権」迄もが
違憲と宣う輩までが出没する元凶ではなからうか。

九条第二項の前段「前項の目的を達成する為に」と言う一文は俗に
「芦田修正」と言われているもので、占領軍草案に唯一の日本側修正
案の加筆で在るが、この一文の存在で「侵略目的以外の自衛の為の軍
備保有や交戦権容認も合憲」と言う考えが成立すると言う解釈も在る
が、何れかと言うならば反対側の岸の人間に対してのみ利を与えてし
まう文言の様に見えるのは我々だ
けであらうか。

この様に第三国の意図に抛り作
成された草案を其の儘に用いて、
大東亜戦争以前の国防に係る諸法
令を全て破棄してしまつてる状態
で、必要不可避の状態に迫られて
誕生した自衛隊には有事の際の行



芦田均

自民党政正案の第九条の二(新設部分)

我が国の平和と独立並びに国及び国民の安全を確保するため、内
閣総理大臣を最高指揮官とする国防軍を保持する。

2、国防軍は、前項の規定による任務を遂行する際は、法律の定
めるところにより、国会の承認その他の統制に服する。

3、国防軍は第一項に規定する任務を遂行するための活動のほか、
法律の定めるところにより、国際社会の平和と安全を確保するた
めに国際的に協調して行われる活動及び公の秩序を維持し、又は
国民の生命若しくは自由を守るための活動を行うことができる。

4、前二項に定めるもののほか、国防軍の組織、統制及び機密の
保持に関する事項は、法律で定める。

5、国防軍に属する軍人その他の公務員がその職務の実施に伴う
罪又は国防軍の機密に関する罪を犯した場合の裁判を行うため、
法律の定めるところにより、国防軍に審判所を置く。この場合に
おいては、被告人が裁判所へ上訴する権利は、保障されなければ
ならない。

動規範を保つための独立した司法権を示す法令が存在せず、有事に交
戦に至り相手を死傷した場合には、軍隊であるにも関わらず刑法が適
用されてしまうとと言う危険性すらも孕んでいるもので在る。

刑法一九五条及び刑法一九六条が国防の任に就く自衛隊員の交戦に
適用された場合、国家を護る為に体を賭けた隊員に対して「死刑」を
宣告される最悪の事態すら潜んで居ると言うのが現状である。

平成二十七年九月の「平和安全法制改正」を「戦争法」と叫んで反
対する輩、国際協力で海外に派遣された隊員が軍隊としての処遇を受
けなければ、原地法に抛り裁かれる可能性すら孕んでいる危険な状態、
同僚が襲撃されても援護すら出来ぬ状態等を解消すべく制定されたも
のが「改正安全保障法」である事、此の真実を報ずる公正な日本国メ

ディアが皆無で在ったのも情けない話である。

前項の upper 及び下段に掲げているものは、自民党による改憲草案で交戦権否認と武力不保持が消え、新たに自衛隊を国防軍としての明確な立場で記載され、通常の国家の軍隊の規定の下に活動できる様に新たな五項が新設されているものの「国民の生命若しくは自由を守る為の活動を行う事ができる。」に留めている件には、此れが自衛の為の「交戦権容認」として明確に解釈出来得るものかと言う疑問符が湧くもので、草案作成者に対しする「甘さ」を非難せずにはおられぬ条文表記では無かるうかと考えてしまうものである。

「国防軍」として明確な表記をする以上、国防軍の前に「陸・海・空の三軍に宇宙、サイバーを含めた国防軍を保持する。」ときっぱりと書いた方が余程スッキリとするものでは無かるうか? 「国民の生命・・・」の件と同じく曖昧な表現で纏めてしまう事無く、この件は他国の侵略に対する国軍の対応として「国民の生命、国家主権を脅かす者に対しては、此れを排除するための武力行使を容認する」と侵略者を排除するための武力行使を明確に記載すべきと考える。

「国軍」としての独立した司法権も明記されて居り現行法に比べれば充分に評価に値すると考えられるが、有事の際の「戒厳令(憲法停止)」も、新憲法には記載して置くべきであろうと考える。

「有事」と言う短絡的に「戦時」と考えられる向きが多いが、有事とは戦時のみに非ず、大規模震災や災害時も含めたもので、この時に、民法の規定に拘わらず救援活動を円滑に進める為にも「戒厳令」施行の明記は必要不可欠要素であると考えられる。

国軍の出動が必要な大規模災害時、部隊の移動に使用する船腹や車両の優先的借上げ、通行を邪魔する放置車両の排除に対して所有者の特定を行わずに排除する為にも、憲法に規定する処の「個人の権利」や付帯する民法の一次的効力停止を作ることができる「戒厳令」若しくは「非常事態宣言」を国防の欄に明確に記載すべきであろう。

権利と自由の羅列の第三章

次に、草案作成当時は若干二十二歳の乙女が綴ったポエム、国民の権利と義務が記載された第三章であるが、第十条から第四十条まで三十の項目に亘って記載されている中で「義務」についての記載が為されている条文は、たったの三条だけで在り、当に左翼と労組の依代そのものと化し、公務員の項では「公務員」を全体の奉仕者と規定した居ながら、後段の第二十八条に於いては「労働者の団結権」「団体交渉権」を明記してしまい、憲法上に於いて「労組」の組織と示威行動を事実上認めていると受け取れる条文である。

第十五条に於いて公務員は「全体の奉仕者」と規定されている為に、労使対等の立場に為る「労組」の組織や「団体交渉権」を禁止している法令が存在するにも拘わらず、団結権と団体交渉権を明記した憲法第二十八条の規定は矛盾の上無い諸悪の根源である。

公務員の選挙については唯単に「成年者に拠る普通選挙」の記載のみで、この部分にも「日本国籍の成年者に拠る選挙」公務員資格としては「日本国籍を有する者。」と明記すべきでは無かるうか。

第二十條の三項に「国及びその機関は、宗教教育その他如何なる宗教活動もしてはならない。」と規定されているが此れは、占領軍の押し付けた「政教分離」の政策であり、押し付けた米国自身が「宗教国家」と言う国柄で在る事を考えるならば、何ゆえに政教分離を押し付けたものか? 其れは、天皇陛下と皇室を国家、国民と分断する事を意図して押し付けたものと考えられる。

皇祖を「天照大御神」とし神



ペアテ・シロタ
・ゴードン

話時代に遡る永い歴史の中に在る皇室の行事には当然の事神道色が在っても自然な筈、然し乍ら此れは我が国の建国以来の伝統と歴史で在って宗教とは言い難いもので在るが、皇室と天皇陛下を中心として団結力の硬い日本人に畏怖感を覚えていた米国の「国体破壊」「国家弱体化」の政策の一環であると考えられはしまいか。

占領国であった米国が、如何にして国家と国民から皇室と天皇陛下を切り離せるかと考えた結果が「政教分離」の原則で、皇室行事と皇祖を「天照大御神」とする皇室其の物を「宗教」と強引に位置付けで考え出したものが「政教分離」の原則であろうと考える。

大東亜戦争以前の日本軍に「従軍坊主」「従軍神主」と言うものを聞いた事も無く、調べてみた処「従軍僧」と言うものが居たという記録は在るが、此れは軍隊内部の「兵科」「兵種」として存在したものは無く、単なる「軍属」の扱いで在ったそうだ。

対する米国に於いては「従軍牧師（宗派に拠つては従軍司祭）」と言う「兵種」「兵科」が存在し、ジュネーブ条約に於いても「衛生兵」と同等の扱いをされている兵種が「従軍牧師」であった事から考えても、諸外国の方が「政教一体」其の物では無いか。

戦前日本に於いて、内閣総理大臣この他の国家要職に就く者がその際に「経本」に手を載せて宣誓、神主や坊主が来て「御祓い」等と言う話も聞いた事は無いが米国では誓書に手を載せて宣誓であり、この方が余程「政教一体」では無かるうかと考えられはしまいか。

労組の温床「勤労者の団結権、団体交渉権、示威行動」を保証した憲法第二十八条「勤労者の団結する権利及び団体交渉その他の団体行動をする権利は、此れを保障する。」文言を見れば一目瞭然で団結即ち労組の組織、団体交渉権即ち経営者に対して集団に拠る脅迫的交渉、団体行動即ち「威力業務妨害」等の示威行動と企業恐喝を「権利」として憲法上で保障してしまっているものである。

此れは、戦前は「違法組織」で在った「労組」を日本に蔓延らせる

事に抛り賃金を高騰させる事が目的で在り、終極の目的は高騰した賃金が工業生産品の価格へと転嫁される事で、日本の工業生産品から価格面の「国際競争力」を剥ぎ取り経済面を膨らませぬ事を狙い、結果的に日本が再び世界へ台頭できぬ様に画策したもので在る。

占領下「労組」の合法化と併せて行われたものが「自由」「平等」の大義名分の下の「共産主義者」の放免、野に放たれた左翼分子と合法化された労組は瞬く間に結託し、敗戦の混乱に乗じて日本国内を席卷し、果てには占領軍の命令一下解散させられた昭和二十二年の統一ゼネストを見れば諸悪の根源である事は理解できよう。

占領下「自由」「平等」「人権」の下に野に放たれた共産主義者・反政府主義者達は、政界、企業と現在増殖して各所に於いて日本国の行き足を引つ張り国益を損なっている事も揺るがぬ事実である。

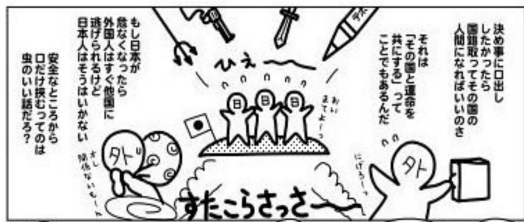
これ等の造反分子や共産分子を排除せんとするならば、彼らが振り翳す伝家の宝刀は「自由」と

「権利」に「平等」で、これ等の提灯記事を書き並べるメディアも同様に振り翳す

伝家の宝刀で、日本国憲法に羅列された「権利」「自由」「平等」は現時点に於いては少なくとも「亡国の剣」としか

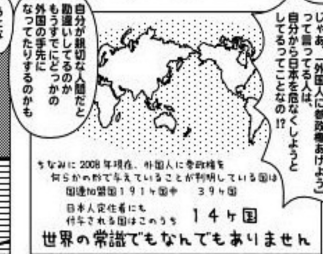
思えて為らない。



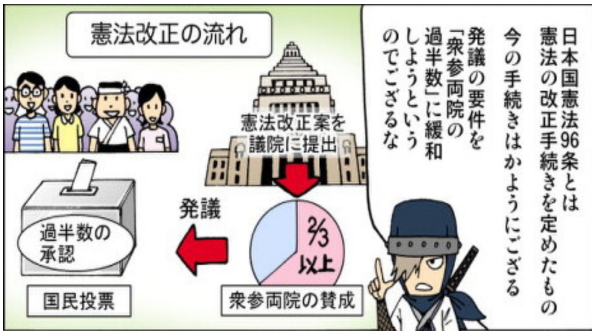


外国人参政権

外国人参政権に反対する会



ちなみに2008年現在、外国人に参政権を認めている国は191ヶ国、39ヶ国は日本人居住者にも付与される国は14ヶ国、世界の常識でもなんでもありません



国会、裁判所は何処の国の機関なの？

第四章第四十四条

両議院の議員及びその選挙人の資格は、法律でこれを定める。但し、人種、信条、性別、社会的身分、門地、教育、財産又は収入に拠つて差別してはならない。

第四章第四十一条に於いて「国会は国権の最高機関で在り、唯一の立法機関」と定義され、第四十三条に於いて「両議院は、全国民を代表する選挙された議員で組織する。」と定められているにも拘らず、一番肝心の議員たる資格に「日本国民である。」と言う記述が何処にも見当たらないのは不思議な話で在る。

右に掲げた第四十四条の中の非差別規定に「人種」と在るが、様々な人種の集合体である米国らしい発想であり、此れを日本に持つて来るには少々無理があると言ふものでは無からうか。

国権の最高機関で在り、国家の方向性を決定する国会に参ずる議員は「国民の代表」と言うならば当然の事、選挙人資格の中に「日本国民たる成人男女」と言う明確な記載が必要である筈なのにそう言う記載は見当たらない。

此れは逆に「参政権」と言う問題にも言える事であり、国家の舵取りを決定する議員の選定に対して国民以外の意見を

問う必要性は皆無の筈であるが、敢てこの記載を入れないと言う事は、現在の様に訳の分からぬ外国人が政治介入することを想定した上で、敢て「平等」の名の下に「区別」を「差別」とすり替えて記載しなかつたものでは無からうかと考えられる。

我が国に於いて「人種」外国人」と言う考え方が普通であり、国政・地方自治を問わず「選挙人」から排除する事は至極当然で在つて、此の排除規定が無い憲法こそが異常と言わざるを得ず、当に亡国を目的とした押しつけ憲法其の物では無からうか。

続く第六章の「司法」の部分に於いても、此れも同様で裁判官の資格として「日本国籍を有する成人男女」と規定されるべきであり、国家・地方を問わず公務員全て、司法に携わるもの全てに対して「日本国籍を有す」と言う規定を入れる事が極普通の国家の方向性であつて憲法上に明記されて然りでは無からうかと考える。

紛い物多国籍人

正体不明



立法は国家の方向性、司法は法令を基に判断を下す裁判官、検察官、行政は当該自治体の運営に対して、国民では無い外国人の意見を入れる必要性は皆無の筈、外国人は日本国に在つては日本国の国法に従つて生活すれば良い筈であり、政治その他に關与する必要性は皆無である。

この規定が、憲法上に存在せぬが為に、外国人が不要な干渉をして国政・地方を混乱させていると断じて過言ではない。

第八章の地方自治の落とし穴

第八章第九十三条

地方公共団体には、法律の定めるところにより、その議事機関として議会を設置する。

②地方公共団体の長、その議会の議員及び法律の定めるその他の吏員は、その地方公共団体の住民が、直接これを選挙する。

自民改憲草案第八章第九十四条

地方自治体には、法律の定めるところにより、条例その他重要事項を議決する機関として、議会を設置する。

2 地方自治体の長、議会の議員及び法律の定めるその他の公務員は、当該地方自治体の住民であつて日本国籍を有する者が直接選挙する。

右に掲げたものは、現行憲法の第八章第九十三条と自民党改憲草案第八章第九十四条であるが、何れも地方自治について記載されている件で、地方自治体の議員・首長の選出について記載されている。

何れも赤字の所に御注目頂きたい、現行憲法に於いては唯単に「・・・其の地方公共団体の住民が直接選挙する。」と記載されているだけで、常識的思考ならば当然「日本国民」と判断するであろうが「日本国民たる」と言う明確な記載が無いが為に「外国人参政権要求」の根源と為つて居るもので此処が落とし穴では無かろうか。

前項でも述べた事であるが、日本国の国政を司る者、日本国の司法を司る者、地方自治体の行政を司る者、此れ皆全て「日本国民」であり、此れを選ぶ側も当然の事乍ら「日本国民たる住民」である事が当然である筈にも拘わらず「日本国民たる」と言う記載が見当たらないと言う事は、現在の「外国人参政権要求」の世相を予想した上で敢て

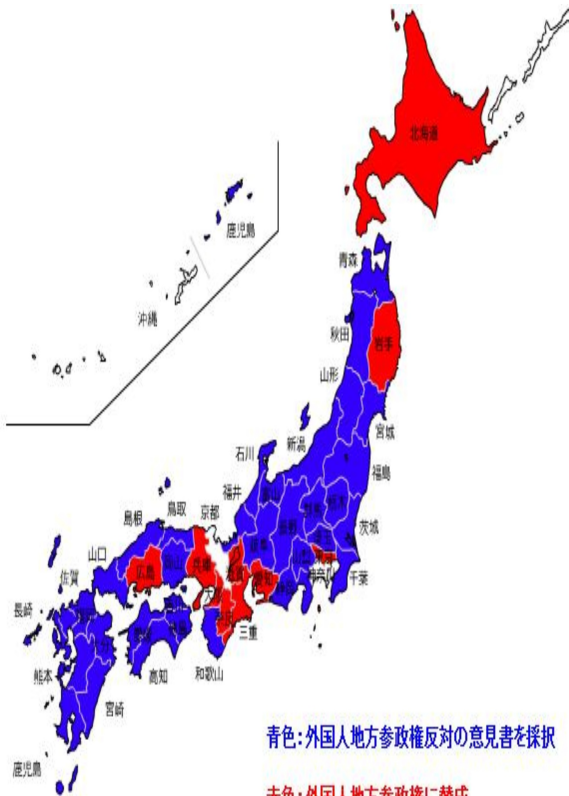
記載して居ないと考えられるものではなからうか。

国家の根底を内部から壊す為には、立法・司法・行政に携わる者を国民と限定しなければ、外国人勢力の潜入も容易くなるから敢て此れを記載せぬ事は米国による「亡国の意図」と受け取れる。

一方で、自民党の改憲案に於いては「住民で在つて、日本国籍を有する者」と明記して居り此れは評価に値するが、この件が在るが故に憲法改正に野党連は反対しているとも受け取れはしまいか。

自民党の改憲草案の第四章「国会」の件の両院議員の資格及び選挙人資格の項目に「日本国籍を有する者」と言う規定が見当たらないのは何故であろうか、地方自治の項で「日本国籍を有する」と明記しているならば、国政の項でも当然「日本国籍」と国籍の規定が在つて然りと考えるが、何を意図して記載せぬものかは解らない。

左図からも解る様に、現行憲法の御蔭で地方自治体から崩壊が始まりつつある現状を憂うと共に早急なる対策を痛感するものである。



青色：外国人地方参政権反対の意見書を採択

赤色：外国人地方参政権に賛成

亡国憲法改憲への高いハードル

現行憲法第九十六条

この憲法の改正は、各議院の総議員の三分の二以上の賛成で国会が、これを発国民に提案してその承認を経なければならぬ。この承認には、特別の国民投票又は国会の定める選挙の際行はれる投票において、その過半数の賛成を必要とする。

②憲法改正について前項の承認を経たときは、天皇は国民の名で、この憲法と一体を成すものとして、直ちにこれを公布する。

大日本帝国憲法第七章第七十三条

将来此の憲法の条項を改正するの必要あるときは勅命を以て議案を帝國議會の議に付すべし。

この場合に於いて兩議院は各々其の総員三分の二以上出席するに非ざれば議事を開く事を得ず出席議員三分の二以上の多数を得るに非ざれば改正の議決を為すことを得ず。

右に掲げたものは、現行憲法と大日本帝国憲法の「改憲」に関する項目で在るが、現行憲法に於いては衆参兩議院全議員の三分の二の賛成を以て改憲を發議できると在り、大日本帝国憲法下に於いては改憲について制限が在るものの改憲の必要性が生じた場合に於いては兩院議員の三分の二以上の出席を以て議事を開催、出席議員の三分の二以上の賛成を以て改憲を發議と在り柔軟性を持たせて在る。

大日本帝国憲法と現行憲法に於ける改憲發議の賛成数の差、何れも三分の二と在り一見して大差が無いように見えるが、此処には改憲を阻害する大きな数字の差が在り、それは出席議員数である、

判り易く兩院議員数を三百名として計算すると、現行憲法下では二

百名の賛成が無ければ改憲の發議はできないが、大日本帝国憲法下では三分の二以上の出席で議事を開催可能として在り兩院合わせて二百一名の出席者が在れば議事を開く事が可能で、此処に於いて三分の二の賛成、即ち百三十三名の賛成で改憲が發議が可能と言う規定に為つて居るものでありこの差は極めて大きいものである。

何故この様な高いハードルを設定して在るものか？其れは将来、米国の押し付けた憲法の落とし穴に日本人が気付き「改憲」と言う動きが起きた場合に改憲の動きを困難にする為と考えられる。

占領下の「自由」「平等」の名の下に共産主義者、アナキストの釈放や労組合法化と考え併せれば、改憲の動きまでを想定した上で「反改憲勢力」を世に蔓延らせ、憲法上に高いハードルを設定し改憲阻止と言う狡猾なやり方と言わざるを得ないで在ろう。

米國憲法第五条

連邦議會によるものと州によつて請求された憲法議會によるものである。連邦議會による場合、上院と下院の投票で定足数（全議員である必要はない）の三分の二によつて修正を提案する。憲法議會による場合、州議會数の三分の二が連邦議會に憲法議會の開催を申し出た時に、連邦議會はその修正を検討する目的で會議を招集しなければならない。

右は、日本國に憲法草案を押し付けた米國の憲法の「改憲」に関する部分の抜粋で在るが、三分の二の賛成と規定してはいるものの「全議員である必要はない」としており、此処からも将来的な改憲を阻止しようとする意図を覗うには充分すぎる位であろう。

改憲を押し付けた米國ですら六回の改憲、最多の國はドイツで五十八回と言う改憲回数に照らしても日本の改憲ゼロ回と言うのは異常であると言わざるを得ないと言うのが我々の結論である。

憲法改正なぜ必要なのか？

現行憲法が占領下の昭和二十二年五月三日に施行され以来、七十二年と言う半世紀以上に亘る時は流れており、生きている法為れば時に合わせて自在に改正が為されるべきであるにも関わらず、何らの改正の手も入らずに在ると言う事は「死に法」と言わざるを得ず。

現行憲法が「我が国を再び世界へ台頭させぬ」と言う戦勝国に拠る「国家弱体化」「国民弱体化」と言う亡国の思想の下に作成された原案を押し付けた上で改憲を強要されたもので在る事は、此処迄で理解に難くは無い筈で、此れを改正若しくは破棄した上で新しく制定すると言う事は、主権有る独立国家ならば当然の事と考える。

何故故に破棄した上で新しく作成する事を我々は主張するのか、其れは此処までの流れで御分りとは思いますが、占領下で自治権の無い時代に外国人が作った草案を日本へ押付け、一応国会で審議と言う体裁で陛下の御名を以て公布・施行されたもので在ると言う事。従って

その内容は事実上日本人の手に為るものではなく、現行憲法に囚われ乍ら部分的に作り直すとと言うならば、現行憲法の事は思考回路より外して真っ白な頭で作った方が早いと言う事である。

前書きにも記したが「憲法改正」を綱領として結党された自民党でさえ「改憲」を口にした総裁は唯二人、メディアの煽る世論は少数の「現行憲法護持派」を誇大に流して居るが、国会の勢力図を見れば「改憲勢力」の方が多し事は明白で明治憲法下で在れば余裕で憲法改正へ持つて行ける勢力で在り、この機を逃しては未来は無い。

極少数の改憲反対派の意見を然も大多数意見の様に垂れ流すのか？其れこそが占領下の洗脳、摺り込みが効いた亡国の輩達の危機感を表して居り、此れを維持して国家運営をして欲しい「悪しき隣人」特亜三国の御意見其のもので、銭で靡くメディアに銭を撒いて反対派の提

灯記事、提灯報道を垂れ流しているのでは無かるうか。国家の基本たる憲法である以上、左に列記する内容を入れた日本人の手に拠る独自のものを作成することが必要では無かるうか。

先ずは、日本国の建国の歴史と伝統で在る皇室と天皇陛下を重んじ他に迎合する事無く日本文化を大切にしようと言う心を芯に据える。

日本国の置かれて居る現状に即して国民の財産生命を護り、外圧に屈する事無く毅然たる外交姿勢を構築する、即ち「軍事力無くして真の外交は無し」と言う事を念頭に自国領土と国家主権は断固として守り譲らないと言う姿勢を憲法上に明確に記す事で在ろう。

現行憲法では「権利」「自由」「平等」「人権」と羅列されて居るが「人権」とは権利で在り、権利を侵害するものに対する対抗手段迄明記せねば人権は守れないと言う事、此れは「平和論」と同様で在り、文言ばかり並べても人権も平和も守れずと言う事である。

個人の自由と権利の主張ばかりで「義務軽視」「個人優先」此れこそが亡国の序章で在って、現在の日本国を蝕んで居る最大の悪因と言っても過言では無く、権利と自由を相対する義務を明確に規定して「公」を優先する内容を憲法上に明確に記載すべきである。

この他日本国が国際社会の一員として「国際貢献」「国際平和維持活動」に積極的に参加し、確固たる立場を作る為には現行憲法は此れに「手枷」「足枷」を嵌めて居るだけの存在で、我が国の国際社会の一員としての行動を阻害する存在以外の何物でも無い。



《終わりに》

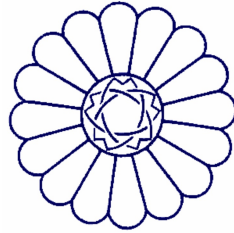
現行憲法の条文全体を見まわして、大雑把に気の付いた問題点を列挙して書き綴ってみたが、まだまだ多くの問題は各所に存在する筈であると思う。

我が国周囲の状況と立場、米国自身の安全保障については、大東亜戦争以前も現在も変わっては居らぬ筈で、我が国が二大覇権主義国の極東の防衛線の最前線である事も以前と同様で在るが、千島列島、南樺太を失い、役立たずの朝鮮半島は半分が赤化、南沙・西沙に橋頭堡を造られてしまった状態に照らすならば、大東亜戦争以前よりも悪化していると言わざるを得まい。

大東亜戦争に於いて「日米戦」へと引きずり込んだ米国の政策、敗戦後の占領下に於いて我が国を台頭させぬ為に、現行憲法を押し付けて「自由と権利」の名の下に行った「教育破壊」「共産主義者の釈放」「労組移入」が現在に至っては、日米の同盟関係に影を落としていると言っても良い位では無かるうか。

現行憲法に関して、米国に拠る「亡国の意図」を書き綴って居るが、現実問題として第三国との同盟関係無しに国家主権を維持出来るか？答えは「否」である事は、フイリピン、越南を見れば明白である筈。

然らば、我が国は同盟関係を維持する相手として何処を選ぶか？手近な国を見回せば、凍土に棲息する熊か？大陸の赤い豚か？此れ等の二国と同盟等と言う事は、強盗を相手に同盟を結ぶに等しい愚行である事は明白、米国との同盟関係を強固なものとして対等の関係を作り上げる為にも「進駐軍の食べ残し」を押し付けられた現行憲法の破棄と現行憲法の意識を脱却した新憲法の制定が必要不可欠であると考える。



他人が決めた我家の決まり 日本国憲法亡国の甘い罠

(編集・発行)

一般社団法人 友 心 社

東京都江戸川区東葛西1丁目17番12号

TEL 03(5679)7334

FAX 03(5679)7335

H P <http://co-yuusinsya.secret.jp>

令和元年12月01日初版発行

(令和02年02月01日第2刷発行)

